

社会福祉法人設立認可後の必要な手続

手続事項	手続の期限	要旨	提出書類	関係法令等
1 法人の設立登記	・設立認可書受理後 2 週間以内	(1) 登記は、旭川地方方法務局で行う。 (2) 法人は登記により成立する。定款の附則で定める役員等が、法人の設立当初の役員等となり、理事長のみが登記される。		・社会福祉法第 28 条、第 34 条
2 財産の移転及び財産移転報告	・法人成立後遅滞なく ・財産の移転終了後 1 か月以内	設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産は、法人設立認可後法人の所有となるものであるから、速やかに現金・不動産等の贈与を受け財産の移転を行うこと。(認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受けている場合は、それを法人の財産に移転することとなり、領収書は法人から各寄附者に発行することとなる。)	社会福祉法施行細則 様式第 2 号様式	・社会福祉法施行規則第 2 条第 4 項 ・社会福祉法施行細則第 3 条
3 役員等の選任及び役員等選任報告	・法人成立後遅滞なく ・2 の財産移転報告と同時に	(1) 定款の定めにより(評議員選任・解任委員会などにより)評議員を選任し、評議員会により理事・監事を選任すること(理事又は理事会が評議員を選任することは無効。) (2) 理事・監事・評議員から速やかに就任承諾書の提出を受けること。 (3) 理事の選任後速やかに理事会を開催し、理事長を選任すること。 (4) 理事長は改めて登記が必要(重任登記)。	社会福祉法人役員等選任報告書(別紙 1) 役員等調書(別紙 1 別添 1, 別紙 1 別添 2)	・定款
4 不動産の登記 (不動産使用証明願提出)	・法人成立後遅滞なく	(1) 建物・土地については所有権保存(又は移転)登記を行うこと。 (2) 設立認可申請の際に、賃貸借により社会福祉事業を実施する予定がある場合は、必要に応じて地上権・賃借権の設定登記を行うこと。 (3) (1) 及び(2) の登記に当たっては、旭川市長の証明により、登録免許税が免除されるので、証明の申請を行うこと。		・登録免許税法第 4 条第 2 項
5 定款変更届	・財産(土地、建物)の登記後遅滞なく(1 か月以内)	建物・土地を基本財産に編入するため、理事会・評議員会を開催し、基本財産の増加に係る定款変更の手続を行うこと。	社会福祉法施行細則様式第 4 号	・社会福祉法第 43 条第 3 項 ・社会福祉法施行規則第 4 条 ・社会福祉法施行細則第 5 条

2と3に係る提出書類は、原則としてまとめて提出すること。